

年金医療課

係	分掌事務
後期高齢者医療係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 後期高齢者医療に係る被保険者証の引渡し並びに申請及び届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関する事。 (2) 後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。 (3) 後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関する事。
福祉医療係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 老人に対する福祉医療費の支給に関する事。 (2) 心身障害者(児)に対する福祉医療費の支給に関する事。 (3) 一人親家庭児及びその親に対する福祉医療費の支給に関する事。 (4) 子育て支援医療助成事業に関する事。 (5) 重度心身障害老人健康管理事業に関する事。 (6) その他福祉医療に関する事。 (7) 未熟児養育医療の給付等を行う事。 (8) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。 (9) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関する事。
国民年金係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国民年金被保険者の資格等に関する事。 (2) 国民年金の各種裁定請求に関する事。 (3) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関する事。 (4) 福祉年金に関する事。 (5) 特別障害給付金に関する事。 (6) 在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関する事。 (7) 年金生活者支援給付金に関する事。 (8) その他国民年金に関する事。

区 分	1 重度心身障害老人健康管理事業	所管係	福祉医療係
-----	------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人等に対し、一部負担金に相当する額を健康管理費として給付する。(平成 19 年度までは老人保健法の医療受給者である重度心身障害老人が対象)

(1) 対象者 下記のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 1 級又は 2 級に該当する人
- ② 家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね 35 以下と判定された人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定された人
- ④ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定された人

(2) 所得制限

- 上記対象者①～③の場合
 - ア 本人
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと
 - イ 配偶者・扶養義務者
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと
- 上記対象者④
市民税非課税世帯

(3) 財源の負担割合

- 上記対象者①～③

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

- 上記対象者④
市単独事業

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和 58 年宇治市告示第 62 号）
- ◇ 重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱（昭和 58 年 4 月 5 日付第 212 号京都府福祉部長通知）

制 度 の 現 況

(1) 重度障害者 受給状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
受給者数 (人)	1,637	1,613	1,599	1,568	1,511
受給件数 (件)	46,903	48,988	46,939	46,785	46,339
支 給 額 (円)	153,741,433	160,458,184	151,516,040	145,042,557	139,472,520

(2) 療育手帳 B のみ 受給状況

区 分 \ 年 度	元	2	3	4
受給者数 (人)	4	2	2	1
受給件数 (件)	55	31	17	19
支 給 額 (円)	414,419	65,668	40,663	70,461

区 分

2 老人医療費支給事業

所管係

福祉医療係

制 度 の 概 要

65 歳以上 70 歳未満の医療保険加入者で一定の条件に該当する人に対して、保険診療の自己負担分のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額を除いて助成する。

(1) 対象者

- ① 後期高齢者医療制度の被保険者を除く 65 歳以上 70 歳未満の人
- ② 上記かつ次のいずれかに該当する人（事業としては、令和 2 年 7 月 31 日まで）
 - ア 寝たきりの人
 - イ 老人世帯に属する人
 - ウ 一人暮らしの人
 - エ 市長が特に認めた人

(2) 所得制限

- 上記対象者①
 - ア 所得税が課税されない世帯であること
- 上記対象者②（事業としては、令和 2 年 7 月 31 日まで）
 - ア 本人
国民年金法旧施行令第 6 条の 4 第 1 項の規定額を超えないこと
 - イ 配偶者・扶養義務者
国民年金法旧施行令第 5 条の 4 第 2 項の規定額を超えないこと

(3) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

- ◇ 老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 56 年宇治市告示第 67 号）
- ◇ 老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和 45 年京都府告示第 528 号）

制度の現況

(1) 受給状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
受給者数 A (平均)	人数 (人)	3,703	2,786	2,069	1,582	1,497
	前年比	0.79	0.75	0.74	0.76	0.95
受給件数 B	件数 (件)	79,562	61,243	42,285	33,878	30,700
	前年比	0.80	0.77	0.69	0.80	0.91
支給額 C	金額 (円)	150,958,744	112,433,543	77,025,399	67,807,376	59,977,707
	前年比	0.80	0.74	0.69	0.88	0.88
一人当たり支給額 C/A	金額 (円)	40,767	40,357	37,228	42,862	40,065
	前年比	1.01	0.99	0.92	1.15	0.93
一件当たり支給額 C/B	金額 (円)	1,897	1,836	1,822	2,002	1,954
	前年比	1.00	0.97	0.99	1.10	0.98
受診率 B/(A×12)	%	179.05	183.19	170.31	178.46	170.90
	前年比	1.01	1.02	0.93	1.05	0.96

(2) 医療費給付状況

区分・項目		年度					
		30	元	2	3	4	
件数 (件)	医科	入院	762	562	329	288	300
		入院外	42,193	31,907	22,041	17,253	15,765
	歯科	10,104	7,919	5,237	4,425	4,090	
	調剤	20,381	16,088	11,611	9,235	8,236	
	その他	6,122	4,767	3,067	2,677	2,309	
	計	79,562	61,243	42,285	33,878	30,700	
給付額 (円)	医科	入院	17,530,839	12,063,789	6,725,074	6,304,585	5,633,933
		入院外	70,056,787	51,077,339	35,393,723	30,605,487	28,517,803
	歯科	13,986,406	11,104,499	7,600,973	6,706,343	5,956,083	
	調剤	33,369,396	25,651,969	18,498,109	16,376,236	13,382,645	
	その他	16,015,316	12,535,947	8,807,520	7,814,725	6,487,243	
	計	150,958,744	112,433,543	77,025,399	67,807,376	59,977,707	

区 分	3 福祉医療費支給事業	所管係	福祉医療係
-----	-------------	-----	-------

制度の概要

一定の条件にある重度心身障害者及びひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分について助成する。

障 重度心身障害者医療

(1) 対象者

医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）の 75 歳未満の障害者で、下記のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 1 級又は 2 級に該当する人
- ② 児童相談所又は家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね 35 以下と判定された人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定された人
- ④ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定された、年度末年齢が満 16 歳以上の人

(2) 所得制限

- 上記対象者①～③
 - ア 本人

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと
 - イ 配偶者・扶養義務者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと
- 上記対象者④

市民税非課税世帯

(3) 財源の負担割合

ア 上記対象者①～③

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

イ 上記対象者④
市単独事業

親 ひとり親家庭医療

(1) 対象者

医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるひとり親家庭児若しくは両親のない児童及びひとり親家庭児を扶養する親

ただし、平成 25 年 7 月 31 日までは、医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある母子家庭児若しくは両親のない児童及び母子家庭児を扶養する母

(2) 所得制限

- 親・扶養義務者

当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

ただし、平成 25 年 7 月 31 日までは、平成 9 年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

(3) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

- ◇ 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 56 年宇治市告示第 40 号）
- ◇ 福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和 50 年京都府告示第 294 号）

制 度 の 現 況

障 重度心身障害者医療

(1) 重度障害者

① 受給状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
受 給 者 数 A	人数(人)	1,747	1,738	1,751	1,758	1,715
	前年比	1.00	0.99	1.01	1.00	0.98
受 給 件 数 B	件数(件)	46,615	46,753	43,403	45,063	44,643
	前年比	1.01	1.00	0.93	1.04	0.99
支 給 額 C	金額(円)	300,798,165	300,360,720	289,112,678	290,183,311	281,696,392
	前年比	1.00	1.00	0.96	1.00	0.97
一人当たり支給額 C/A	金額(円)	172,180	172,820	165,113	165,064	164,254
	前年比	1.00	1.00	0.96	1.00	1.00
一件当たり支給額 C/B	金額(円)	6,453	6,424	6,661	6,440	6,310
	前年比	0.99	1.00	1.04	0.97	0.98
受 診 率 B/(A×12)	%	222.36	224.17	206.56	213.61	216.92
	前年比	1.01	1.01	0.92	1.03	1.02

② 医療費給付状況

区分・項目		年 度		30	元	2	3	4
		30	元	2	3	4		
件数 (件)	医科	入院	2,083	2,117	1,925	1,834	1,818	
		入院外	23,499	23,203	21,668	22,850	22,415	
	歯科		5,115	5,364	4,496	4,696	4,773	
	調剤		13,811	13,806	12,973	13,323	13,248	
	その他		2,107	2,263	2,341	2,360	2,389	
	計		46,615	46,753	43,403	45,063	44,643	
給付額 (円)	医科	入院	75,291,708	73,459,349	69,570,912	67,051,707	62,942,803	
		入院外	110,651,304	108,726,484	101,490,762	106,122,907	103,378,426	
	歯科		22,192,092	23,019,204	20,967,619	20,625,868	22,212,350	
	調剤		73,978,624	75,068,543	73,969,129	72,600,207	68,136,450	
	その他		18,684,437	20,087,140	23,114,256	23,782,622	25,026,363	
	計		300,798,165	300,360,720	289,112,678	290,183,311	281,696,392	

(2) 療育手帳 B のみ

① 受給状況 (平成 30 年 1 月より実施)

区 分		年 度		30	元	2	3	4
		30	元	2	3	4		
受 給 者 数 A	人数 (人)	180	189	214	233	249		
	前年比	1.03	1.05	1.13	1.09	1.07		
受 給 件 数 B	件数 (件)	2,605	3,070	3,150	3,917	4,615		
	前年比	8.17	1.18	1.03	1.24	1.18		
支 給 額 C	金額 (円)	10,607,841	14,056,160	15,049,265	16,164,564	17,897,910		
	前年比	8.00	1.33	1.07	1.07	1.11		
一人当たり支給額 C/A	金額 (円)	58,932	74,371	70,324	69,376	71,879		
	前年比	7.73	1.26	0.95	0.99	1.04		
一件当たり支給額 C/B	金額 (円)	4,072	4,579	4,778	4,127	3,878		
	前年比	0.98	1.12	1.04	0.86	0.94		
受 診 率 WB/(A×12)	%	120.60	135.36	122.66	140.09	154.45		
	前年比	7.89	1.12	0.91	1.14	1.10		

② 医療費給付状況

区分・項目		年 度		30	元	2	3	4
		30	元	2	3	4		
件数 (件)	医科	入院	50	67	73	50	30	
		入院外	1,330	1,517	1,577	2,006	2,348	
	歯科		378	444	359	451	569	
	調剤		712	866	921	1,160	1,379	
	その他		135	176	220	250	289	
	計		2,605	3,070	3,150	3,917	4,615	
給付額 (円)	医科	入院	2,299,560	3,358,447	3,193,087	1,917,342	1,212,278	
		入院外	4,273,520	5,239,507	5,272,929	6,247,233	7,552,558	
	歯科		1,692,623	1,713,153	1,604,418	2,082,264	2,529,891	
	調剤		1,863,296	2,878,199	3,179,598	3,888,881	4,165,349	
	その他		478,842	866,854	1,799,233	2,028,844	2,437,834	
	計		10,607,841	14,056,160	15,049,265	16,164,564	17,897,910	

㊦ ひとり親家庭医療

(1) 受給状況

区 分		年 度		30	元	2	3	4
		30	元	2	3	4		
受給者数 A	人数(人)	3,999	3,820	3,707	3,722	3,562		
	前年比	0.98	0.96	0.97	1.00	0.96		
受給件数 B	件数(件)	46,417	46,346	38,208	44,544	43,744		
	前年比	1.00	1.00	0.82	1.17	0.98		
支給額 C	金額(円)	135,949,427	137,998,152	119,332,826	138,015,915	139,516,523		
	前年比	1.04	1.02	0.86	1.16	1.01		
一人当たり支給額 C/A	金額(円)	33,996	36,125	32,191	37,081	39,168		
	前年比	1.06	1.06	0.89	1.15	1.06		
一件当たり支給額 C/B	金額(円)	2,929	2,978	3,123	3,098	3,189		
	前年比	1.04	1.02	1.05	0.99	1.03		
受診率 B/(A×12)	%	96.73	101.10	85.89	99.73	102.34		
	前年比	1.02	1.05	0.85	1.16	1.03		

(2) 医療費給付状況

区分・項目		年 度	30	元	2	3	4
件数 (件)	医科	入院	252	234	159	190	185
		入院外	24,460	24,087	19,493	23,899	23,085
	歯科		6,153	6,480	5,893	6,314	6,281
	調剤		12,749	12,712	10,175	11,521	11,773
	その他		2,803	2,833	2,488	2,620	2,420
	計		46,417	46,346	38,208	44,544	43,744
給付額 (円)	医科	入院	13,702,789	11,936,866	8,309,344	10,285,831	10,252,147
		入院外	66,039,817	66,398,620	56,465,660	70,150,980	71,364,862
	歯科		23,452,635	24,367,186	23,639,921	23,944,217	24,758,867
	調剤		26,609,409	28,861,120	25,124,298	27,723,010	27,726,719
	その他		6,144,777	6,434,360	5,793,603	5,911,877	5,413,928
	計		135,949,427	137,998,152	119,332,826	138,015,915	139,516,523

区 分	4 子育て支援医療費支給事業	所管係	福祉医療係
-----	----------------	-----	-------

制度の概要

宇治市内に住所を有し、出生の日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児及び児童の入院と入院外の医療費について、保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を支給する。保護者等の所得による制限はない。

(1) 制度改正の経過

当初	平成 5 年 10 月	入院・入院外とも満 2 歳に達する日の属する月の末日まで
改正	平成 8 年 12 月	入院のみ満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成 11 年 1 月	入院・入院外とも満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成 12 年 4 月	入院のみ満 4 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成 15 年 9 月	入院・入院外とも満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大（ただし、3 歳以上の入院外は 1 か月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給）
	平成 18 年 1 月	事業名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」に改正し、市独自制度として入院外の実質無料化を 4 歳未満に 1 歳拡大するとともに満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの入院は 1 か月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給
	平成 19 年 9 月	府制度で 4 歳以上の入院外の 1 か月の自己負担分を 8,000 円から 3,000 円に改正し、入院については満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
	平成 24 年 9 月	府制度で入院外の 1 か月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、市独自制度として入院外の実質無料化を満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	平成 25 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	平成 26 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	平成 27 年 9 月	府制度で入院外の 1 か月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、入院については満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
	平成 29 年 9 月	市独自制度として入院外の実質無料化を満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	令和元年 9 月	府制度で 3 歳以上の入院外の 1 か月の自己負担分を 3,000 円から 1,500 円に改正

(2) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根拠法令等

- ◇ 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成5年宇治市告示第109号）
- ◇ 京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱（平成5年京都府告示第407号）

制度の現況

(1) 受給状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
受給者数 A (人)	22,696	22,099	21,581	21,006	20,428
受給件数 B (件)	255,897	263,639	192,796	242,773	238,092
支給額 C (円)	517,046,123	531,197,586	419,741,440	540,514,843	535,017,613
一人当たり支給額 C/A (円)	22,781	24,037	19,450	25,731	26,190
一件当たり支給額 C/B (円)	2,021	2,015	2,177	2,226	2,247
受診率 B/(A×12) (%)	93.96	99.42	74.45	96.31	97.13

(2) 医療費給付状況（中学校3年生までの入院及び0歳～2歳の入院外）

区 分・項 目		年 度		30	元	2	3	4
		30	元	2	3	4		
件数 (件)	医科	入院	1,645	1,644	1,196	1,355	1,215	
		入院外	36,723	35,689	24,272	34,575	32,917	
	歯科	1,294	1,321	1,125	1,251	1,202		
	調剤	20,087	19,647	12,905	16,523	17,695		
	その他	266	144	92	131	73		
	計	60,015	58,445	39,590	53,835	53,102		
給付額 (円)	医科	入院	73,296,410	69,862,219	50,471,243	59,658,542	55,760,121	
		入院外	70,919,032	67,665,687	50,016,929	79,730,183	74,333,167	
	歯科	3,127,638	3,979,967	3,245,833	4,229,715	4,031,306		
	調剤	16,515,522	16,613,516	11,419,430	15,190,156	15,000,736		
	その他	1,963,600	1,325,949	1,005,340	1,419,621	771,424		
	計	165,822,202	159,447,338	116,158,775	160,228,217	149,896,754		

(3) 前表以外の市独自制度（3歳～中学校3年生の入院外）

区分・項目 \ 年 度	30	元	2	3	4
件数（件）	195,882	205,194	153,206	188,938	184,990
給付額（円）	351,223,921	371,750,248	303,582,665	380,286,626	385,120,859

区分	5 後期高齢者医療制度	所管係	後期高齢者医療係
----	-------------	-----	----------

制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うことを目的として創設された制度である。京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届出の窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収などを行う。

(1) 制度加入者

- ① 75 歳以上の人
- ② 65 歳以上で一定程度の障害があると広域連合が認定した人

(2) 保険料（令和 5 年度）

$$\begin{array}{l} \text{均等割額} \quad + \quad \text{所得割額} \quad = \quad \text{後期高齢者医療保険年間保険料} \\ \text{(被保険者一人当たり)53,420 円} \quad \text{(総所得金額等－基礎控除額)} \times 10.46\% \quad \text{(上限 66 万円)} \end{array}$$

(3) 保険料の納め方

年金からの特別徴収が原則だが、年金額が年額 18 万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える人は納付書や口座振替による普通徴収となる。また、申請により特別徴収を口座振替による納付に変更することも可能。

(4) 医療機関での負担割合

負担割合	区分	判定基準
3 割	現役並み所得者	同一世帯内に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人 ※ 下記ア～エに該当する場合は負担割合が 1 割又は 2 割となる（イ～エは申請が必要） ア 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者とその世帯に属する被保険者で、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下 イ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その収入が 383 万円未満 ウ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その人の収入が 383 万円以上かつ 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合の被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の人全員の収入額の合計が 520 万円未満 エ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、収入額の合計が 520 万円未満
2 割	一般Ⅱ	同一世帯内に住民税課税所得が 28 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人で、下記ア又はイに該当する人（現役並み所得者を除く） ア 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 200 万円以上 イ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 320 万円以上
1 割	一般Ⅰ 低所得Ⅰ 低所得Ⅱ	現役並み所得者・一般Ⅱ以外の人

(5) 後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類

- ① 療養費
- ② 入院時食事療養費・生活療養費（表 1）
- ③ 高額療養費（表 2）
- ④ 高額医療・高額介護合算療養費（表 3）
- ⑤ 訪問看護療養費
- ⑥ 移送費
- ⑦ 特別療養費
- ⑧ 保険外併用療養費
- ⑨ 葬祭費

(表 1) 入院時食事療養費・生活療養費

区 分		一般病床	療養病床	
		一食当たりの食費	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
現役並み所得者・一般		460 円 (※2)	460 円 (※2・4)	370 円 (※6)
低所得Ⅱ（区分Ⅱの認定証 (※1) の提示が必要）		210 円 (※3)	210 円 (※3)	
低所得Ⅰ	区分Ⅰの認定証 (※1) の提示が必要	100 円	130 円 (※7)	
	老齢福祉年金受給者(※5)	100 円	100 円	0 円

※1 限度額適用・標準負担額減額認定証。

※2 難病の人や平成 28 年 3 月 31 日において、すでに 1 年以上継続して精神病床に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している人は、260 円。

※3 低所得Ⅱで限度額適用・標準負担額減額認定を受けている人が、長期該当の届出をし、届出月以前 12 か月以内の入院日数が 90 日を超え、認定された場合は 160 円。（京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得Ⅱの認定を受けた期間の入院日数も合算可）。

※4 医療機関の食事提供体制等により、420 円の場合もあり。

※5 指定難病の人も含む。

※6 指定難病の人は 0 円。

※7 入院医療の必要性の高い人は 100 円。

(表 2) 高額療養費（自己負担限度額）

区 分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	現役Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円+1%（※1） 【140,100 円】（※2）	
	現役Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円+1%（※3） 【93,000 円】（※2）	
	現役Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円+1%（※4） 【44,400 円】（※2）	
一 般	一 般 Ⅱ	18,000 円又は 「6,000 円+(医療費－ 30,000 円)×10%」の 低い方を適用（※6） [144,000 円]（※5）	57,600 円 【44,400 円】（※2）
	一 般 Ⅰ	18,000 円 [144,000 円]（※5）	
低所得	区 分 Ⅱ	8,000 円 [144,000 円]（※5）	24,600 円
	区 分 Ⅰ		15,000 円

※1 医療費が 842,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。

※2 【 】内は、後期高齢者医療制度において、前月までの 11 か月の間に世帯で 3 か月以上、外来+入院の支払が自己負担限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額。

※3 医療費が 558,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。

※4 医療費が 267,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。

※5 []内は、年間（8 月～翌年 7 月）上限額。

※6 「一般Ⅱ」に該当する人の外来の自己負担限度額（月額）は、増加額を最大で月 3,000 円に抑えるための、3 年間（令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）の配慮措置。

(表 3) 高額医療・高額介護合算療養費（自己負担限度額）

区 分		後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額 （8 月～翌年 7 月までの年額）
現役並み所得者	現役Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	212 万円
	現役Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	141 万円
	現役Ⅰ(課税所得 145 万円以上)	67 万円
一 般		56 万円
低所得	区 分 Ⅱ	31 万円
	区 分 Ⅰ	19 万円

根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- ◇ 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）
- ◇ 宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）

制 度 の 現 況

(1) 被保険者数

(単位：人)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
被 保 険 者 数	25,334	26,478	27,073	27,658	28,990
(再掲) 現 役 並 み 所 得 者	1,551	1,594	1,611	1,600	1,703
(再掲) 非 課 税 世 帯 の 被 保 険 者	10,466	11,104	11,570	11,977	12,666

(2) 後期高齢者医療被保険者の医療給付に要した額のうち宇治市負担分（翌年度精算をした後の金額）

(単位：円)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
保 険 療 養 給 付 費 等 負 担 金	1,811,165,476	1,920,738,878	1,956,249,868	2,035,592,582	2,125,829,090

(3) 保険料の収納状況

(単位：円)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	
特 別 徴 収	調 定 額	1,197,584,279	1,272,628,314	1,401,637,247	1,402,623,267	1,432,575,220
	収 入 額	1,201,157,645	1,276,941,180	1,406,291,903	1,405,773,910	1,435,811,662
	収 入 率 (%)	100.30	100.34	100.33	100.22	100.23
普 通 徴 収	調 定 額	906,288,163	920,853,413	1,010,122,925	1,033,664,877	1,200,563,476
	収 入 額	5,231,077	909,114,314	1,002,201,852	1,024,450,754	1,184,490,307
	収 入 率 (%)	98.78	98.73	99.22	99.11	98.66
過 年 度 新 規	調 定 額	4,907,461	4,022,085	4,170,029	2,622,214	4,419,852
	収 入 額	4,269,490	4,006,342	4,169,079	2,618,452	4,401,266
	収 入 率 (%)	87.00	99.61	99.98	99.86	99.58
滞 納	調 定 額	35,979,646	34,088,040	28,321,720	23,912,075	20,684,740
	収 入 額	6,259,287	9,885,530	7,476,886	5,784,854	4,947,468
	収 入 率 (%)	17.40	29.00	26.40	24.19	23.92
合 計	調 定 額	2,144,759,549	2,231,591,852	2,444,251,921	2,462,822,433	2,658,243,288
	収 入 額	2,106,917,499	2,199,947,366	2,420,139,720	2,438,627,970	2,629,650,703
	収 入 率 (%)	98.24	98.58	99.01	99.02	98.92

区 分	6 国民年金事業	所管係	国民年金係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基づき、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。

(1) 被保険者

- ① 第 1 号被保険者
日本国内に住所のある農林漁業・自営業、学生・無職などで 20 歳以上 60 歳未満の人
- ② 第 2 号被保険者
厚生年金保険や共済組合等に参加している人（原則として 65 歳未満）
- ③ 第 3 号被保険者
厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人
- ④ 任意加入被保険者
 - ア 日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満で、他の年金制度から老齢（退職）年金を受けられる人
 - イ 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人
 - ウ 日本国民で海外に住んでいる 20 歳以上 65 歳未満の人
※（昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳になったとき老齢（退職）年金を受けることができない人は、65 歳以上 70 歳の間、老齢（退職）年金を受給できるまで加入できる。）

被保険者数の推移（各年度末現在） （単位：人）

年度	30	元	2	3	4
第 1 号被保険者	21,824	21,525	21,650	21,573	20,934
第 3 号被保険者	13,403	13,065	12,640	12,196	11,535
任意加入者	307	319	310	316	311
合計	35,534	34,909	34,600	34,085	32,780

(2) 保険料

第 1 号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料を納付しなければならない。

① 月額保険料の推移 （単位：円）

年度	元	2	3	4	5
月額	16,410	16,540	16,610	16,590	16,520

- ② 付 加 保 険 料 月額 400 円（昭和 49 年 1 月から変更なし）
（第 1 号被保険者及び任意加入被保険者で希望する人）

③ 保 険 料 の 免 除

- ア 国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金（1 級又は 2 級）を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料が免除される（法定免除）
- イ 保険料を納付することが著しく困難で、申請により認められた場合は、納付が免除（全額又は一部）される。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象

④ 学生納付特例

本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予される

⑤ 納付猶予制度（50歳未満の人。令和12年6月まで）

本人所得と配偶者所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される

⑥ 追納

③④⑤で承認された期間について、10年以内であれば、別に定められた保険料額であとから納付することができる

⑦ 産前産後の保険料の免除

第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月間）の保険料が免除される

⑧ 保険料の納付状況（各年度末現在） (単位：月数)

年度	30	元	2	3	4
納付対象月数	150,246	144,492	138,697	135,346	131,106
納付月数	103,769	102,649	100,912	102,286	102,375
納付率（％）	69.1	71.0	72.8	75.6	78.1

⑨ 免除者数（各年度末現在） (単位：人)

年度	30	元	2	3	4
法定免除者数	1,978	2,020	2,094	2,118	2,146
申請免除者数	8,333	8,368	8,755	8,985	8,727
※（学生納付特例）	3,335	3,425	3,372	3,314	3,229
※（納付猶予）	919	920	1,030	1,102	1,119
合計	10,311	10,388	10,849	11,103	10,873
免除率（％）	47.2	48.3	50.1	51.5	51.9

※ 再掲

(3) 給付

① 老齢基礎年金

国民年金等の加入期間（資格期間）が、10年以上ある人に65歳から支給。ただし、支給年齢の『繰上げ』や『繰下げ』が、一定の要件内のできる

● 資格期間の合算

ア 国民年金の保険料を納めた期間（任意加入も含む。）

イ 国民年金の保険料が免除された期間

ウ 昭和61年4月からの第3号被保険者期間

エ 昭和36年4月以降の厚生年金保険や共済組合の加入期間（昭和36年3月以前の加入期間が含まれる場合もある。）

オ 厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月以降61年3月までの20歳以上60歳未満の間）

カ 学生であって国民年金に任意加入しなかった期間（ただし、平成3年4月より「任意加入」から「必ず加入」に変更）

キ 海外居住期間（日本国籍を有する人で、昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の間）

- 年金額
 - ア 加入可能年数の保険料を完納した場合、下記ウの年金額が支給される
 - イ 保険料を納めた期間が加入可能年数に不足する場合は、減額される

※ 年金額の計算式

$$\boxed{\text{満額の年金額}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{厚生年金等} \\ \text{加入月数(20~60歳)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{国民年金} \\ \text{納付月数} \end{array} + \text{①} + \text{②}}{480 \text{ 月 (40年} \times \text{12月)}}$$

① = (平成 21 年 3 月までの) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4
 免除月数×1/3+免除月数×1/2+免除月数×2/3+免除月数×5/6

② = (平成 21 年 4 月以降の) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4
 免除月数×1/2+免除月数×5/8+免除月数×3/4+免除月数×7/8

ウ 年金額の推移 (完全自動物価スライド制)		【 】内は 68 歳以上の者の額
令和元年度	780,100 円	(月額 65,008 円)
令和 2 年度	781,700 円	(月額 65,141 円)
令和 3 年度	780,900 円	(月額 65,075 円)
令和 4 年度	777,800 円	(月額 64,816 円)
令和 5 年度	795,000 円	【792,600 円】 (月額 66,250 円 【66,050 円】)

② 障害基礎年金

- 対象者
 - ア 国民年金加入中や 60 歳以上 65 歳未満の日本国内居住中に病気やケガをして一定の障害が残った人
 - イ 20 歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った人
 - ウ 昭和 61 年 3 月 31 日までに障害福祉年金が支給されていた人
- 支給要件
 - ア 初診日の前日において、前々月までの保険料納付期間 (免除期間を含む。) が加入期間の 3 分の 2 以上あること (又は初診日が令和 8 年 3 月 31 日までにある人は初診日の属する月の前々月から 1 年間保険料未納がないこと)
 - イ 上記イ、ウの場合、本人の所得が一定額以上あるときは、一部又は全部が支給停止される
- 年金額 (完全自動物価スライド制)
 - ア 障害基礎年金の支給基本額 (2 級) は、老齢基礎年金 (満額) と同額
 - イ 障害の程度が障害等級表の 1 級に該当する場合は、上記金額の 100 分の 125 に相当する額
 - ウ 18 歳未満の子 (障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある子は 20 歳未満) の生計を維持しているときは、子の数に応じて加算される

子 1 人当たり加算額

(単位：円)

年度	元	2	3	4	5
1 子・2 子	224,500	224,900	224,700	223,800	228,700
3 子以降	74,800	75,000	74,900	74,600	76,200

③ 遺族基礎年金

● 対象者

ア 国民年金加入中に死亡した場合、その人に生計を維持されていた 18 歳未満の子のある配偶者又は遺児（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある 20 歳未満の子）

イ 昭和 61 年 3 月 31 日までに母子・準母子福祉年金が支給されていた人

● 支給要件

ア 死亡した人が、死亡日の前日において障害基礎年金と同様の納付要件を満たしているか、保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 25 年以上あること

イ 上記イの場合、受給権者の所得が一定額以上あるとき等は支給停止される

● 年金額（物価スライド制）

ア 遺族基礎年金の基本額は、老齢基礎年金（満額）と同額

イ 配偶者に支給される場合 基本額 + 障害基礎年金の子の加算額

ウ 子に支給される場合、子が 1 人のときは、基本額のみ。2 人以上いるときは、2 人目以降の子の加算額を加えた額を、子の数で除して得た額をそれぞれに支給

④ 寡婦年金

● 対象者

保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 10 年以上ある夫が、老齢（障害）基礎年金を受けていないで死亡し、かつ、その夫に生計を維持され婚姻関係が 10 年以上ある妻。ただし、妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されない

● 支給期間

60 歳から 65 歳になるまで

● 年金額

夫が 65 歳から受けるはずであった老齢基礎年金額の 4 分の 3 の額

⑤ 付加年金

● 対象者

付加保険料（任意）を納付した人

● 年金額（老齢基礎年金に下記の金額が加算される。）

200 円 × 付加保険料納付月数

⑥ 死亡一時金

● 対象者

第 1 号被保険者（任意含む）として保険料を 3 年以上納めた人が老齢基礎年金等を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される

● 支給額（平成 6 年 4 月 1 日から下記の金額）

3 年以上 15 年未満	120,000 円	15 年以上 20 年未満	145,000 円
20 年以上 25 年未満	170,000 円	25 年以上 30 年未満	220,000 円
30 年以上 35 年未満	270,000 円	35 年以上	320,000 円

⑦ 老齢年金（旧法年金）

● 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、生年月日に応じた国民年金の資格期間を満たしている人

- 年金額
基本年金額 2,501 円 × (保険料納付月数+保険料免除月数×1/3) × 物価スライド
(明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人 3,752 円×月数)
付加年金 200 円×付加保険料納付月数
10 年から 24 年の加入で老齢年金になる人は上記式に次の額が加算
$$968 \text{ 円} \times (300 - \text{加入月数}) \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料納付免除月数} \times 1/2}{\text{加入月数}} \times \text{物価スライド}$$

⑧ 通算老齢年金 (旧法年金)

- 対象者
大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、他の年金制度の加入期間 (合算対象期間) を合算して 10 年以上の資格期間がある人又は昭和 36 年 4 月 1 日以降で他の年金制度の加入期間を合計して生年月日に応じた資格期間を満たしている人
なお、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人でも、昭和 61 年 3 月 31 日以前から厚生 (共済) 年金を受けているときは、国民年金通算老齢年金を受けることになる
- 年金額
明治 44 年 4 月 2 日以降生まれの人
$$2,501 \text{ 円} \times (\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数} \times 1/3) \times \text{物価スライド}$$

(明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人は、上記の 2,501 円を 3,752 円とする。)

⑨ 老齢福祉年金

- 対象者
国民年金に加入できなかった、明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人
- 年金額
ア 全額が国の負担によって支給されているため、所得制限等があつて全額又は一部が支給停止される

イ 支給額 (単位：円)

年度	元	2	3	4	5
年金額	399,700	400,500	400,100	398,500	406,100

⑩ 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される

給付金は、受給年金により以下の 3 種類に区分される

ア 老齢年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件を全て満たしている人
 1. 65 歳以上で、老齢基礎年金を受けている
 2. 請求される人の世帯全員の市民税が非課税
 3. 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約 88 万円以下 (毎年度改定)
- 給付額
保険料納付済期間等に応じて算出され、以下の計算式の合計額となる
 1. 保険料納付済期間に基づく額 (月額)
基準額 (毎年度改定) × 保険料納付済期間/480 月

(単位：円)

年度	2	3	4	5
基準額	5,030	5,030	5,020	5,140

2. 保険料免除期間に基づく額（月額）
基準額（毎年度改定）×保険料免除期間/480 月

(単位：円)

年度	2	3	4	5
基準額	10,856	10,845	10,802	11,041

イ 障害年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件を全て満たしている人
 1. 障害基礎年金を受けている
 2. 前年の所得額が「4,721,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下である

- 給付額 (単位：円)

年度	2	3	4	5
障害等級 2 級	5,030	5,030	5,020	5,140
障害等級 1 級	6,288	6,288	6,275	6,425

ウ 遺族年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件を全て満たしている人
 1. 遺族基礎年金を受けている
 2. 前年の所得額が「4,721,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下である

- 給付額 (単位：円)

年度	2	3	4	5
給付額	5,030	5,030	5,020	5,140

※ ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、給付額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる

⑪ 年金等の支払時期

年金等	支払月日	支払月分
基礎年金 寡婦年金 老齢年金 年金生活者支援給付金	2・4・6・8・10・12月の 各月 15 日 (土・日・祝日は前日)	前月までの 2 か月分
老齢福祉年金	4・8・12月の各月 11 日 (土・日・祝日は前日)	前月までの 4 か月分

根 拠 法 令 等

- ◇ 国民年金法（昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号）
- ◇ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年 11 月 26 日法律第 102 号）

区 分	7 特別障害給付金事業	所管係	国民年金係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、創設された福祉的措置制度。

(1) 支給対象

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1,2級相当の障害に該当する人。ただし65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。
なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。

(2) 支給月額 (物価スライド)

(単位:円)

年度	元	2	3	4	5
1級	52,150	52,450	52,450	52,300	53,650
2級	41,720	41,960	41,960	41,840	42,920

根 拠 法 令 等

- ◇ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 (平成16年12月10日法律第166号)

制 度 の 現 況

受給権者数

(単位:人)

年度	30	元	2	3	4
人数	15	14	8	6	6

区 分	8 在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	所管係	国民年金係
-----	-----------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金法の国籍要件が撤廃された昭和57年1月1日より前から既に重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対して、給付金を支給する。

- (1) 対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人 (ただし、障害基礎年金等の受給者は除く。)

- ① 昭和37年1月1日以前に生まれた人
- ② 昭和57年1月1日において日本国内に外国人登録をしていた人
- ③ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人でその障害にかかる初診日が昭和56年12月31日以前の人

- (2) 給付額 月額 36,000円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根 拠 法 令 等

◇ 在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成 7 年 9 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
支 給 人 数 (人)	5	4	4	4	3
金 額 (千円)	1,908	1,728	1,728	1,728	1,296

区 分

9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業

所管係

国民年金係

制 度 の 概 要

大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの制度的無年金となっている在日外国人高齢者に対して給付金を支給する。

(1) 対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人

- ① 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人
- ② 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人

(2) 給付額

月額 10,000 円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根 拠 法 令 等

◇ 在日外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成 11 年 8 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
支 給 人 数 (人)	2	2	2	2	2
金 額 (千円)	240	240	240	240	240

